【規程番号　神女短Ｖ－011】

神戸女子短期大学転科に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 17 条の２に基づき、転科の取扱いに関し必要な事項を定める。

（資格要件）

第２条　転科は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、許可することができる。

(1) 転科を志望する相当な理由があると認められること。

(2) 転科を志望する学科（以下「志望学科」という。）の入学者と同等以上の学力を有し、志望学科における修学能力を有すると認められること。

(3) 志望学科に欠員があり、受入れが可能であると認められること。

２　前項にかかわらず、幼児教育学科への転科は認められない。また、過去に転科を許可された者が再び転科を志望することはできない。

（転科の時期）

第３条　転科の許可の時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第４条　転科を志望する者は、現に所属する学科（以下「所属学科」という。）の長の同意を得た上で、次の各号に掲げる書類を教務課に提出するものとする。

(1) 転科願書（別紙様式１）

(2) 成績証明書

(3) その他志望学科が必要と認める書類

２　前項の書類は、転科を希望する前年度の２月末日までに提出するものとする。

（選考）

第５条　転科を志望する者の選考は、書類審査、学力試験、面接又はその他の方法により、志望学科において行う。

２　前項の選考方法については、志望学科において定める。

（検定料）

第６条　転科の選考に係る検定料として、20,000 円を徴収する。

（許可）

第７条　志望学科の長は、第５条の選考結果を教授会に報告しなければならない。

２　学長は、前項の選考結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き、転科を許可することができる。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　転科を許可された者には、転科許可書（別紙様式２）を交付する。

（既修得単位の取扱）

第８条　転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（転科年次並びに在学年限）

第９条　転科を許可された者の年次は、前条による既修得単位を勘案した相当年次とし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項にかかわらず、食物栄養学科への転科年次は、１年次とする。

３　転科を許可された者の在学年限は、既に在学した期間を含め学則第３条に定める年限とする。

（学則等の適用）

第 10 条　学則及びその他諸規則は、転科した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。